

『ユニット型指定短期入所生活介護』 (空床利用型)

重 要 事 項 説 明 書

(令和 7 年 7 月 1 日より適用)

【 目 次 】

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口
2. 事業所経営法人
3. 事業所の概要
4. 居室の概要
5. 職員の配置状況
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービス利用中の医療の提供について
8. 緊急時の対応
9. 利用の中止、変更、追加
10. 施設利用の留意事項
11. 非常災害対策
12. サービス内容に関する相談・苦情
13. 事故発生時の対応事故防止対策等
14. 感染症対策
15. 褥瘡予防対策
16. 虐待の防止について
17. 身体拘束について
18. 秘密保持と個人情報の保護について
19. その他

社会福祉法人 桐栄会
特別養護老人ホームときわ

『ユニット型指定短期入所生活介護』重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0 1 7 2 - 6 9 - 5 2 2 5 (午前8時30分～午後5時30分)

担 当 小倉 健 [生活相談員]

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 桐栄会
法人所在地	〒038-1342 青森県青森市浪岡大字樽沢字村元330番地7
電話番号	0172-62-9201
FAX番号	0172-62-9019
代表者氏名	理事長 中川 晴信
設立年月日	昭和61年 8月 7日

3. 事業所の概要

事業所の種類	ユニット型短期入所生活介護（空床利用型） 青森県指定第0272300674号
事業所の名称	特別養護老人ホームときわ
事業所の所在地	〒038-1204 青森県南津軽郡藤崎町大字水木字浅田95
電話番号	0172-69-5225
FAX番号	0172-65-2115
管理者氏名	施設長 赤石 真彦
事業の目的 運営方針	① 要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。 ② 利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援します。 ③ 利用者のプライバシーの確保に配慮し、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行います。 ④ 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明をします。

	⑤ 指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します ⑥ 自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ⑦ 地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めます。 ⑧ 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。 ⑨ 施設は、サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。 ⑩ 事業所は、本体施設である指定介護老人福祉施設の空床利用型であるため、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防短期入所生活介護事業と一体的に運営します
建物の構造	鉄筋コンクリート造2階建
延床面積	2624.3808㎡
開設年月日	令和2年4月1日
利用定員	空床利用型 60名（介護老人福祉施設の入所者を含む）

4. 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	60室	全室ユニット型個室（洗面所・便所付き） 1ユニット9室から11室 計6ユニット
共同生活室	6室	
機能訓練室	1室	
浴室	7室	個浴室 5室 一般浴室 1室 特殊浴室 1室
医務室	1室	

※ 居室の変更について

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

5. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	保有資格	常勤	非常勤	職務内容
施設長（管理者）	社会福祉主事	1名		職員の管理、業務の管理
医師	医師		1名	入所者の健康管理及び療養上の指導
生活相談員	社会福祉主事	1名		入居申し込みに関する調整 入居者又は家族に対する相談援助
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		施設サービス計画の作成
介護職員	介護福祉士25名	28名	3名	施設サービス計画に基づき、食事・入浴・ 排泄など日常生活の介護・援助
看護職員	看護師 4名 准看護師 1名	4名	1名	診察の補助及び看護、健康管理 医師の指示に基づいた医療処置
機能訓練指導員	看護師	1名		機能訓練・指導
栄養士	栄養士	1名		食事の献立作成・栄養管理
調理員		5名	5名	食事の調理
事務員		1名	1名	事務全般

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して提供するサービスには次のものがあります。

- （１） 利用料金が介護保険から給付されるサービス
 - （２） 利用料金の全額が利用者に負担していただくサービス

（１）介護保険の給付対象となるサービス

《サービスの概要》

食 事	・ 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事（常食、粥、刻み食、ソフト食、ミキサー食等が選択出来ます。）を提供します。 ・ 食事は居室でも食べることが出来ますが、利用者の自立支援のためできるだけ離床して、各ユニットの食堂にて食べていただきます。 ・ 食事時間は基本的には、利用者の希望に応じますが、目安としては次の時間を設定します。 （食事時間） 朝食： 7：30～ 昼食： 12：00～ 夕食： 18：00～
入 浴	・ 入浴又は清拭は、できるだけ利用者の意向に応じて入浴の機会を設けます。 ・ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
機能訓練	・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

その他自立への支援	・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 ・ 生活のリズムを考え、朝、晩の着替えを行うよう配慮します。 ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・ 外出の機会を多くし、居室での閉じこもりを防ぐよう配慮します。
相談、援助	・ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
送 迎	・ 入所者の心身の状態、家族等の事情等により送迎が必要と認められる入所者に対して、居宅と事業所間の送迎を行います。

《サービス利用料金（1日当たり）》

- ・ 各市町村が交付される「介護保険負担割合証」をご提示ください。
- ・ 当該割合証に記載の負担割合となります。

(ア) 基本サービス料

要介護度	サービス 利用料金	利用者負担額		
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
要介護度 1	7,040円	704円	1,408円	2,112円
⑧（6 1 日以降）	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護度 2	7,720円	772円	1,544円	2,316円
⑧（6 1 日以降）	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護度 3	8,470円	847円	1,694円	2,541円
⑧（6 1 日以降）	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護度 4	9,180円	918円	1,836円	2,754円
⑧（6 1 日以降）	8,860円	886円	1,772円	2,658円
要介護度 5	9,870円	987円	1,974円	2,961円
⑧（6 1 日以降）	9,550円	955円	1,910円	2,865円

(イ) 付加サービス料

加算項目	サービス 利用料金	利用者負担額		
		(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)
① 看護体制加算(Ⅰ)	40円	4円	8円	12円
② 看護体制加算(Ⅱ)	80円	8円	16円	24円
③ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円
④ 送迎加算（片道）	1,840円	184円	368円	552円

⑤ サービス提供体制強化加算	220円	22円	44円	66円
⑥ 緊急短期入所受入加算	900円	90円	180円	270円
⑦ 長期利用者提供減算	△300円	△30円	△60円	△90円
⑨ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月の所定単位数に14.0%を乗じた単位が加算されます。			

※ ① 看護体制加算（Ⅰ）、② 看護体制加算（Ⅱ）は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ ③ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ ④ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等により送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、ご自宅と事業所間の送迎を行った場合に算定します。

※ ⑥ 緊急短期入所受入加算は、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護の利用を必要と認め、サービス計画にない短期入所生活介護を緊急に行った場合に7日を限度として算定します。

※ ⑦ 長期利用者減算は、連続して30日を越えて同一の短期入所生活介護を利用している場合に、30日を越えた日から減算をします。

※ ⑧ 長期利用の適正化は、連続して60日を越えて同一の短期入所生活介護を利用している場合に、60日を越えた日から減算とします。

※ ⑨ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 食費・居住費

項 目		利用料金	
食費	朝 食	1食あたり	420円
	昼 食	1食あたり	575円
	夕 食	1食あたり	450円
	1日合計		1,445円
滞在費（ユニット型個室）		1日あたり	2,066円

※ 居住費と食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。当施設の居住費と食費の負担額(日額)は、次のとおりです。

対象者		利用者 負担区分	居住費 (ユニット型個室)	食費
生活保護受給者		第1段階	880円	300円
市 民 税 非 課 税 者 が 世 帯 員 が	老齢年金受給者			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	880円	600円
	利用者負担額2段階以外 (80万越え120万以下)	第3段階①	1,370円	1,000円
	利用者負担第2段階以外の方 (120万越)	第3段階②	1,370円	1,300円
上記以外の方		第4段階 (負担限度額なし)	2,066円	1,445円

- ② 特別な食事（酒を含みます。）
入居者の希望に基づいて特別な食事を提供します。
ただし、食材が調達できない等の理由により提供できない場合があります。

利用料金：要した費用の実費

- ③ 理髪サービス
理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

項目	料金
カット	1, 5 0 0 円
顔そり	1, 0 0 0 円
毛染め	2, 5 0 0 円

項目	料金
パーマ	4, 0 0 0 円
シャンプー	3 0 0 円

- ④ 複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担していただきます。また、複写物の作成に時間を要する場合は複写物の交付日時を施設側で指定させていただく場合があります。複写物の郵送をご希望する場合の郵送料金はご利用者のご負担とさせていただきます。

利用料金：複写物の交付 1枚につき 10円
郵送料 要した費用の実費

- ⑤ レクリエーション、クラブ活動（※ 利用料金：材料代等の実費をいただきます。）
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

- ⑥ 健康管理費
利用者個人又はその家族の選択により利用もしくは使用されるもの
特定の方に特別に利用もしくは使用される健康管理に要するもの
・インフルエンザ予防接種に係る費用、医薬品等
・利用料金：実費

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・下着、パジャマ、化粧品等

《施設立替金》

上記⑥から⑦の費用及び医療費(通院費・薬代)は、一旦施設で立替え、月末に利用料と合わせて請求いたします。但し、入院一時金や入院費用など高額なものは立て替えできませんのでご了承ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前項(1)(2)の料金・費用及び施設立替金は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振込み

青森みちのく銀行 浪岡支店 普通預金 3522491
名義 特別養護老人ホームときわ 理事長 中川 晴信

イ. 窓口での現金支払

ウ. 金融機関口座からの自動引落とし

7. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。)

◆協力医療機関・協力歯科医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
医療法人ときわ会 ときわ会病院	藤崎町大字榊字亀田2-1	内科、外科、消化器・肝臓・糖尿病・ 脳神経内科、緩和ケア科、整形外科、 消化器外科
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野180	内科、外科、心臓内科、整形外科
一般財団法人双仁会 黒石厚生病院	黒石市大字黒石字建石9-1	内科、外科
のじりデンタルクリニック	藤崎町大字藤崎字村井53-1	歯科

8. 緊急時の対応

利用者に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡し、必要な措置をとります。

9. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合には利用予定日の前日までに事業者へ申し出てください。
- (2) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する時期に

サービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議します。

- (3) 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

10. 事業所利用の留意事項

面会	面会時間 AM7：00～PM8：00
外出	外出をされる場合は、事前にお申し出下さい。
喫煙	施設内は禁煙とし、ライター等の火気の使用も禁止とします。
施設・設備の利用	・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

11. 非常災害対策

災害時の対応	消防等の各計画に基づき迅速に対応します。
防災設備	スプリンクラー設備 自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器 防火扉 消火栓
防災訓練	年3回以上 消防、風水害、地震等の災害訓練を行います。
防火責任者	赤石 真彦

- (1) 施設は、防災訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように連携に努めます。

12. サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所における相談・苦情受付

担当者	生活相談員 小倉 健
受付時間	年中無休 午前8時30分～午後5時30分
電話番号	0172-69-5225 ※担当者が不在の場合は、他の職員が受付します。

- (2) 当事業所における苦情解決のための組織体制

- ① 苦情受付担当者は受付けた苦情を苦情解決責任者・第三者委員に報告し、第三者委員は、内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨通知します。
- ② 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

- (3) 行政機関その他苦情等受付機関

藤崎町役場 福祉課 介護保険担当係	所在地 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目一番地 電話番号 0172-88-8198/FAX 0172-75-2515 受付日時 毎週月曜日～金曜日（但し、休日を除く） AM8：15～PM5：00
青森県 国民健康保健団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル3階 電話番号 017-723-1301 受付時間 毎週月曜日～金曜日（土日祝祭日除く） AM9：00～PM4：00

福祉サービス相談センター (青森県運営適正化委員会)	所在地 青森市中央3丁目20番30号 (県民福祉プラザ内) 電話番号 017-731-3039 / F A X 017-731-3098 受付時間 毎週月曜日～金曜日 (但し、休日を除く) AM 8 : 30 ~ PM 5 : 00
-------------------------------	---

13. 事故発生時の対応と事故防止対策等

- ① 当施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故に際して行った処置を記録します。
- ② 当施設において、事業所の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。
- ③ 前項の場合において、当該事故の発生につき、入居者に故意又は過失が認められる場合には損害賠償額を減じる場合があります。
- ④ 施設は万一の事故に備えて、東京海上日動火災保険株式会社の賠償責任保険に加入しています。
- ⑤ 施設では事故防止委員会により、介護事故発生の防止及び、再発防止の為に職員教育を行い、予防の為に措置を行います。
- ⑥ 事故防止の為に措置を適切に実施する為に担当者を設置します。

14. 感染症対策

感染症又は食中毒の予防及び、まん延の防止対策を検討する「感染対策委員会」を6ヶ月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。またそれらについて、職員教育及び、訓練を定期的に行い、予防及びまん延防止に努めます。

15. 褥瘡予防対策

褥瘡予防対策チームにより、褥瘡発生を予防するため職員教育を行い、予防のための措置を行います。

16. 虐待の防止について

当施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待防止委員会を定型的に開催し、その結果を従業員へ周知徹底します。
- 虐待の防止の為に指針の整備。
- 定期的な研修を通じて、虐待を防止するための従業員の人権意識や知識の向上に努めます。
- 虐待防止の為に措置を適切に実施する為に担当者を設置します。
- 成年後見制度の利用を支援します。

17. 身体拘束防止について

- (1) 当事業所では、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他の行動制限は行いません。緊急やむを得ない場合とは、次の三つの要件をすべて満たしていると判断された場合に限りです。

- ① 切迫性・・・入居者本人、または他の利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が高いこと。
- ② 非代替性・・・身体拘束、その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。
- ③ 一時性・・・身体拘束、その他の行動制限が、一時的なものであること。

- (2) 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する身体拘束適正化検討委員会を設置。
- ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ③ 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。
- ④ 身体拘束適正化検討委員会を3か月に1回以上開催し、その結果の従事者への周知徹底。
- ⑤ 身体拘束等の適正化の為に指針の整備。
- ⑥ 身体拘束等の適正化のための従業員に対する研修を定期的実施。

18. 秘密保持と個人情報の保護について

事業所の職員は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。
利用者又はご家族の個人情報を用いる場合は、別途同意していただく個人情報の使用同意書によります

19. その他

- (1) 施設は、従業者に対し、認知症介護に関する基礎的な教育を行います。
(2) 施設は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であつて、それらが業務を超えたものにより従業者の就業関係が害されることを防止する為、必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所	名称	特別養護老人ホームときわ
	所在地	
	説明者 職氏名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者	住 所	
	氏 名	印
上記 代理人	住 所	
	氏 名	印